

令和 7 年度 第 1 回 長井市水道事業経営審議会

日時 令和 7 年 10 月 10 日（金）

午後 1 時 30 分

場所 長井市役所 2 階 庁議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 職員の紹介

5 報告と協議

(1) 令和 6 年度 長井市水道事業会計決算の概要について

資料 1

(2) 令和 6 年度 長井市上水道管路工事及び電気機械設備更新工事について

資料 2

(3) その他

6 その他

7 閉 会

長井市水道事業経営審議会委員名簿

	氏名	推薦団体等	条例4条 各号
1	鈴木 隆政	知識経験者	1
2	佐藤 美津子	知識経験者	1
3	戸村 麻衣子	長井市社会福祉協議会	2
4	目黒 聡治	長井市地区長連合会	2
5	伊藤 浩呉	長井市食生活改善推進協議会	2
6	増田 源幸	長井商工会議所	2
7	佐藤 剛	山形おきたま農業協同組合	2
8	色摩 彩子	野川土地改良区	2
9	布施 裕美	水道使用者	3
10	菊地 奈採	水道使用者	3

※委員任期 令和6年10月11日～令和9年10月10日

令和 7 年度 水道事業担当職員名簿

職 名	氏 名	備 考
技 監	青 木 邦 博	うち 1 名は 未収金徴収員
建設参事（兼上下水道課長）	渡 邊 恵 子	
補 佐	片 倉 英 樹	
業 務 係		
係 長（上水道担当）	小 林 一 美	
係 長（上水道担当）	土 屋 かほり	
専 門 員	四 釜 まき子	
会計年度任用職員	3 名	
工 務 係		
上水道工務主査 （兼係長（上水道工務担当））	左 右 田 隆	
主 任	高 橋 慧 介	

令和6年度 長井市水道事業会計決算の概要

資料 1

I 事業の概要

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	【参考】	令4	令3	令2
給水戸数（戸）	10, 191	10, 214	△ 23	戸数	10, 209	10, 191	10, 178
1日平均配水量（m ³ ）	8, 018	8, 233	△ 215	有収率	82. 4%	84. 3%	85. 0%
年間総配水量（m ³ ）	2, 926, 509	3, 013, 422	△ 86, 913				
年間総有収水量（m ³ ）	2, 404, 352	2, 495, 681	△ 91, 329				
有収率	82. 2%	82. 8%	△ 0. 6				

II 決算の概要

1. 収益的収入及び支出

（収入）

（税抜 単位：円）

項	目	令和6年度	令和5年度	比較増減	摘	要
営業収益	給水収益	573, 133, 698	590, 067, 456	△ 16, 933, 758		
	加入金	4, 810, 000	6, 895, 000	△ 2, 085, 000	新設71件、口径変更13件	（令5 新設94件、口径変更14件）
	受託工事収益	0	0	0		
	その他営業収益	17, 209, 900	14, 866, 780	2, 343, 120	各手数料、一般会計負担金（消火栓移設及び修繕、公共用水）、下水道使用料等	収納業務受託料等
	他会計繰入金	0	0	0		
営業外収益	受取利息及び配当金	401, 136	14, 807	386, 329	預金利息	
	雑収益	2, 885, 928	1, 057, 790	1, 828, 138	水道管理センター事務所賃貸料、ペットボトル水販売収益、建物総合損害共済災害共済金等	
	長期前受金戻入益	45, 799, 732	45, 959, 565	△ 159, 833		
特別利益	過年度損益修正益	0	0	0		
事業収益計		644, 240, 394	658, 861, 398	△ 14, 621, 004		

（支出）

（税抜 単位：円）

項	目	令和6年度	令和5年度	比較増減	摘	要
営業費用	浄水及び配給水費	181, 979, 543	161, 495, 268	20, 484, 275	職員給与、各種委託料、修繕費、動力費等	
	受託工事費	0	0	0		
	業務及び総係費	53, 449, 409	53, 184, 331	265, 078	職員給与、各種手数料、置広電算共同利用分担金、貸倒引当金繰入等	
	減価償却費	257, 250, 648	257, 528, 783	△ 278, 135		
	資産減耗費	12, 639, 049	4, 940, 838	7, 698, 211		
	その他営業費用	0	0	0		
営業外費用	支払利息	41, 763, 887	46, 635, 807	△ 4, 871, 920	企業債利息	
	雑支出	988, 806	138, 221	850, 585		
特別損失	過年度損益修正損	2, 557, 600	2, 490, 984	66, 616	冬期概算料金による精算及び還付等	
事業費用計		550, 628, 942	526, 414, 232	24, 214, 710		
収支差引		93, 611, 452	132, 447, 166	△ 38, 835, 714		

2. 資本的収入及び支出

〈収入〉

(税込 単位：円)

項	目	令和6年度	令和5年度	比較増減	摘 要
企業債	企業債	192,800,000	129,800,000	63,000,000	配水施設整備事業、機械及び装置更新事業
分担金負担金	他会計負担金	0	1,760,000	△ 1,760,000	R5は消火栓設置工事 1基
国庫補助金	国庫補助金	6,042,000	17,251,000	△ 11,209,000	生活基盤施設耐震化補助金 (1/3補助)
資本的収入計		198,842,000	148,811,000	50,031,000	

〈支出〉

(税込 単位：円)

項	目	令和6年度	令和5年度	比較増減	摘 要
建設改良費	事務費	11,235,310	19,470,434	△ 8,235,124	職員給与等
	配水施設整備費	151,178,821	115,522,554	35,656,267	送水管・配水管布設替工事、配水管設計業務委託
	資産購入費	102,539,250	48,129,010	54,410,240	施設機械装置更新工事、量水器、車両一体型給水タンク車
企業債償還金	企業債償還金	263,676,149	274,497,259	△ 10,821,110	
資本的支出計		528,629,530	457,619,257	71,010,273	
収支差引		△ 329,787,530	△ 308,808,257	△ 20,979,273	

※不足財源（329,787,530円）の補填：当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,719,363円、過年度分損益勘定留保資金101,579,877円、当年度分損益勘定留保資金134,488,290円、利益剰余金（減債積立金）70,000,000円。

III 主要な建設工事等

(税込 単位：円)

事業名	工事費	財 源 内 訳				事業内容
		国庫補助金	企業債	その他補償金	水道事業会計 一般財源	
配水施設 整備事業	143,922,000	6,042,000	123,300,000	0	14,580,000	平山境町線送水管 φ300 L=108.7m、φ250 L=1.71m、φ200 L=2.09m 大町船場線配水管 φ75 L=164.92m、φ50 L=6.27m 舞田八景線配水管 φ150 L=454.93m、φ100 L=20.29m、φ75 L=8.52m 国道287号線（小出）送配水管 φ200 L=0.5m、φ150 L=161.0m、 φ100 L=3.7m 国道287号線（東町）配水管 φ75 L=90.7m 川原屋敷若宮線配水管 φ100 L=111.0m 平高野線配水管 φ75 L=76.1m 大町堤防線他配水管 ※前払分のみ支出。R7へ繰越。 県道寺泉舟場線配水管 ※R7へ繰越。
車両購入	24,101,000	0	0	0	24,101,000	車両一体型給水タンク車購入
水道施設更新	78,100,000	0	69,500,000	0	8,600,000	平山浄水場中央監視設備更新工事 清水町浄配水場配水流量計更新工事 ※前払分のみ支出。R7へ繰越。 第5水源地取水ポンプ更新工事 ※前払分のみ支出。R7へ繰越。

用語の補足資料

【収益的収支と資本的収支】

項目	内容
収益的収支	単年度の営業活動によって発生する収入と支出。収入は水道料金や加入金など。支出は料金徴収に係る費用や施設の維持管理費、企業債利息など。
資本的収支	長年にわたり使用する配水管や浄配水施設などを整備・更新するための収入と支出。収入としては企業債や補助金など。支出は施設整備費や企業債償還金など。

【収益的収入】

項目	内容
給水収益	水道料金による収入。水道料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に比例する従量料金を合わせた額。
加入金	新築など水道メーターを新たに設置するときや、既存のメーターの口径を大きくするときに支払っていただくもの。 水道メーターの口径に応じ、 13mm：55,000円、20mm：71,500円、25mm：110,000円、30mm：308,000、 40mm：385,000円、50mm：495,000円、75mm：770,000円、100mm：1,100,000円 口径を大きくするときは上記の差額。
その他営業収益	手数料として督促手数料、再開栓手数料、設計審査手数料等。 一般会計負担金として、水道事業が行う消火栓の移設・修理費用や、公園などで使用された水道水の金額（公共用水）。 下水道・農業集落排水施設使用料を水道料金とあわせて水道事業が収納事務を行っているため、下水道事業から収納事務の受託金が支払われます。
長期前受金戻入益	国や県の補助金や一般会計からの負担金を受けて施設や管路など長年にわたり使用する資産を整備したときは、そこに充てた補助金や負担金を単年度の収入とするのではなく、整備した資産の耐用年数に分けて収入とするもの。

【収益的支出】

項目	内容
浄水及び配給水費	上水道施設の運転や維持管理などに係る費用。浄水・配水施設の運転業務委託料や取水・送水ポンプの電気代、管路や設備の修繕費、消毒用の薬剤費、各家庭に設置している水道メーターの交換費用、管路の漏水調査、水質検査の費用、職員人件費など。
業務及び総係費	水道料金の請求や徴収に係る費用。納付書の発送、金融機関への収納取扱手数料、会計・料金システムの事務処理負担金、電話代・郵便代等の通信料、職員人件費など。
減価償却費	浄配水場や管路、車両機械など何年にもわたり使用する資産を整備したときは、その整備費用を単年度の費用にするのではなく、耐用年数に分けて費用とするもの。
資産減耗費	減価償却の対象となっている施設や設備を廃棄したり、新しいものへ更新したとき、廃棄する資産でまだ減価償却費として費用に計上していない金額が残っているときは、その廃棄する年度の費用とするもの。

【その他】

項目	内容
損益勘定留保資金	当年度に現金支出のない費用、具体的には減価償却費、資産減耗費などを計上することで、企業内部に留保される資金。資本的収支の補填財源にできる。

長井市水道事業経営審議会条例

昭和54年3月31日
条例第17号

(設置)

第1条 長井市水道事業の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、長井市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 水道使用者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平4条例18・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(昭62条例27・昭63条例25・平21条例18・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

長井市水道事業経営審議会条例運営規程

令和元年 12 月 23 日

長井市訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長井市水道事業経営審議会条例（昭和 54 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、長井市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 条例第 4 条の規定により委嘱する委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験を有する者 2 人
- (2) 市内の公共的団体等の代表者及び水道使用者 8 人

(会議録)

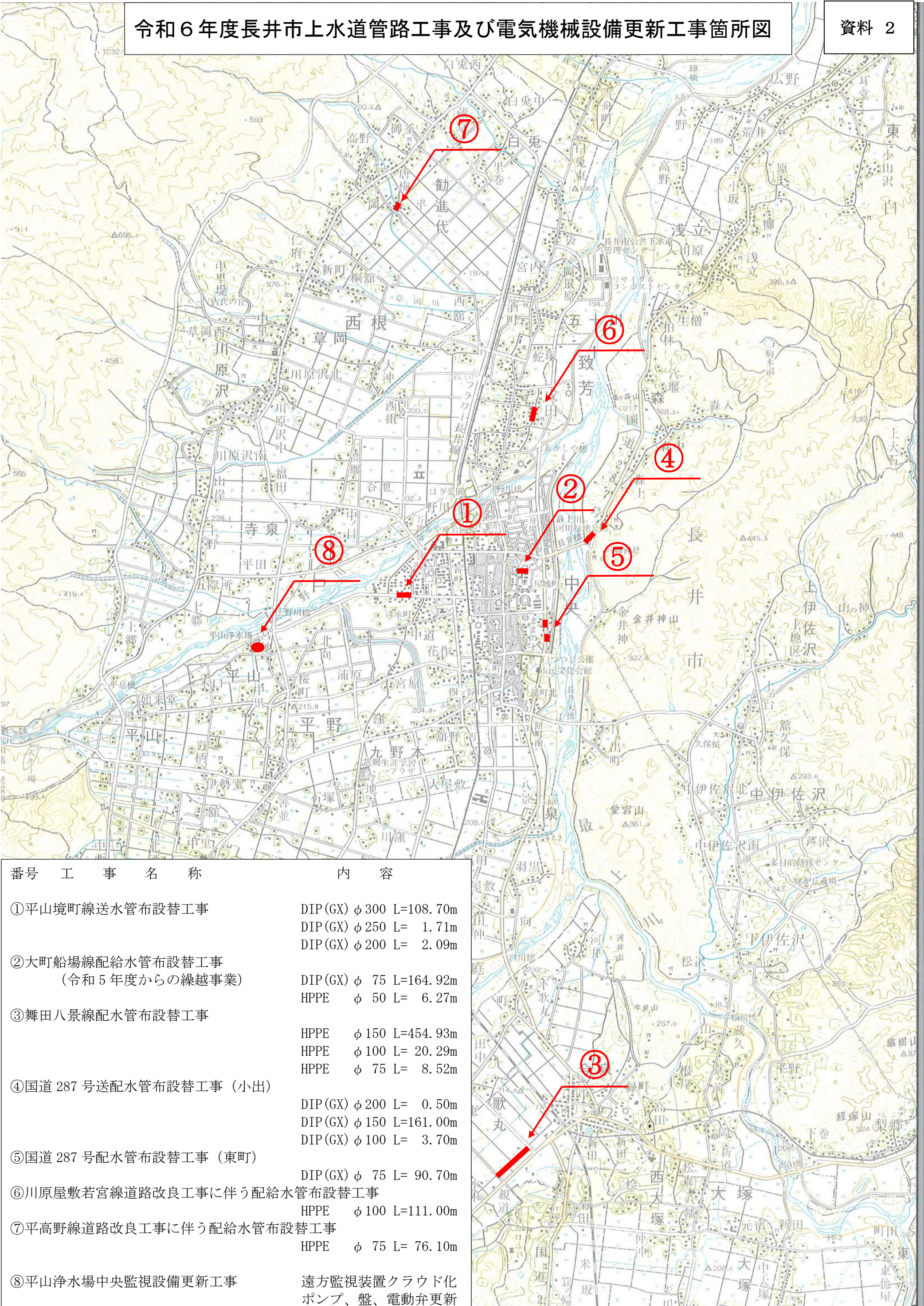
第 3 条 会長は、会議録を調製し、会議の次第、出席委員の氏名、その他必要な事項を記載しなければならない。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



番号	工 事 名 称	内 容
①	平山境町線送水管布設替工事	DIP(GX) φ 300 L=108.70m DIP(GX) φ 250 L= 1.71m DIP(GX) φ 200 L= 2.09m
②	大町船場線配給水管布設替工事 (令和 5 年度からの繰越事業)	DIP(GX) φ 75 L=164.92m HPPE φ 50 L= 6.27m
③	舞田八景線配水管布設替工事	HPPE φ 150 L=454.93m HPPE φ 100 L= 20.29m HPPE φ 75 L= 8.52m
④	国道 287 号送配水管布設替工事 (小出)	DIP(GX) φ 200 L= 0.50m DIP(GX) φ 150 L=161.00m DIP(GX) φ 100 L= 3.70m
⑤	国道 287 号配水管布設替工事 (東町)	DIP(GX) φ 75 L= 90.70m
⑥	川原屋敷若宮線道路改良工事に伴う配給水管布設替工事	HPPE φ 100 L=111.00m
⑦	平高野線道路改良工事に伴う配給水管布設替工事	HPPE φ 75 L= 76.10m
⑧	平山浄水場中央監視設備更新工事	遠方監視装置クラウド化 ポンプ、盤、電動弁更新